

日本創傷治癒学会 ロゴマーク及びホームページのご案内

平成13年12月の第31回日本創傷治癒学会総会において、以下のマークが承認されました。英文誌 Wound Repair and Regeneration Volume 10, No.1 から新しいロゴマークになります。



ホームページ(<http://www.jswh.com/>)が平成14年4月1日から開設されますので、会員の皆様にご活用いただければ幸いです。国内、海外の関連学会のトピックスや日本創傷治癒学会役員名簿、会則・細則、過去の開催記録、研究助成金受賞者一覧、ニューズレター、会告などを掲載する予定です。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

日本創傷治癒学会入会のご案内(正会員用)

入会を希望される方は下記事務局に入会案内をご請求ください。
ホームページ(<http://www.jswh.com/>)からも入会手続きが出来ます。

1. 申込用紙: 下記事務局にご請求ください。
2. 年会費(1万円)は郵便振替および銀行振込にて受け付けます。
郵便振替を希望される方は下記事務局に郵便振替用紙をご請求ください。
銀行振込をご希望の方は下記口座に直接お振込ください。

三井住友銀行 四ツ谷支店 普通預金口座 No. 685383
口座名義: 日本創傷治癒学会事務局 理事長 北島 政樹

3. 申込用紙の請求・送付先

〒160-8582 東京都新宿区信濃町35
慶應義塾大学医学部外科学教室内 日本創傷治癒学会事務局
なお、FAX(03-3353-2681)でお送りいただいても結構です。

- 4 年会費の納入が確認された時点で入会とさせていただきます。



NEWS LETTER

日本創傷治癒学会
2002.2
No.7

● 日本創傷治癒学会事務局

〒160-8582

東京都新宿区信濃町35

慶應義塾大学医学部外科学教室内

tel. 03-3353-1211

(内線62269)

fax. 03-3353-2681

e-mail: info@jswh.com

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は日本創傷治癒学会(英文名:The Japanese Society for Wound Healing、以下本会と略記)と称する。

(事務所)

第2条

本会の事務所を〒160-8582 東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学医学部外科学教室におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

本会は創傷治癒に関する基礎的・臨床的研究の促進・発展を通じて、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)年1回以上の学術集会、講演会等の開催
- (2)機関誌および学術図書等の刊行
- (3)内外関連学術団体との連携および提携
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条

本会の会員は次のとおりとする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同する臨床科学および基礎科学の研究者、技術者もしくはそれらの関係者
- (2)名誉会員 本会に特別に功労があった正会員とし、理事会および評議員会の議を経て総会で推挙する。
(会長経験者)
- (3)特別会員 本会に特別な功績があった正会員とし、理事会および評議員会の議

を経て総会で推挙する。

(評議員経験者)

(4)賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の発展に協力を希望する個人、法人、あるいは団体とし、理事会および評議員会にて推薦される。

第6条

会員のその他の資格、権利、義務、入退会などは別に定める細則による。

第4章 役員

(役員)

第7条

本会には次の役員をおく。

- (1)理事長 1名
- (2)理事 若干名
- (3)評議員 正会員のおよそ10%
- (4)監事 若干名
- (5)学術集会会長 1名

(役員の選出)

第8条

- (1)理事長は理事会にて選出される。
- (2)理事、評議員および監事は別に定める細則により選出される。
- (3)学術集会会長(以下会長)は理事会の推薦により、評議員会の議を経て総会において選出される。

(役員の職務)

第9条

- (1)理事長は本会を代表し、本会の会務の運営統括にあたる。
- (2)理事は理事会を組織し、会務の審議および本会の運営にあたる。
- (3)評議員は評議員会を組織して、本会運営上必要な事項について審議する。
- (4)監事は会計監査、その他の会務の監査にあたる。
- (5)会長は学術集会を主催する。

第5章 会議

(総会の招集等)

第10条 総会

総会は正会員および名誉会員、特別会員をもって構成する。

- 1) 理事長は原則として年1回の総会を招集し、理事会ならびに評議員会の決定事項を報告する。
- 2) 次の事項は総会の承認を要する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 会則の変更ならびに本会の解散
 - (4) その他、理事会において必要と認めた事項
- 3) 総会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は理事長の決するところによる。

第11条 評議員会

- (1) 理事長は必要に応じて評議員会を招集する。
- (2) 理事長は評議員の1/2以上または監事の請求がある時は評議員会を招集しなければならない。
- (3) 評議員会の成立には委任状を含めて評議員の1/2以上の出席を要し、議決の決定は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

第12条 理事会

- (1) 理事長は必要に応じて理事会を招集する。
- (2) 理事長は理事の1/2以上または監事の請求がある時は理事会を招集しなければならない。

第13条 学術集会

学術集会は定例集会のほか、必要に応じてこれを開催することができる。

第6章 委員会

第14条

本会はその業務を行うため必要とする委員会をおくことができる。

第15条

委員は理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

第7章 会計

第16条

本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第17条

本会の会計年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第8章 会則の変更

第18条

本会の会則は理事会および評議員会の議決を経たうえ、総会の承認を得なければ変更することができない。

第9章 解散

第19条

本会は理事会および評議員会において、それぞれ3/4以上の同意を得て、総会の承認を得なければ解散できない。

第20条

本会の解散にともなう残余の財産の処分は理事会および評議員会の議決と総会の承認を得て行う。

第10章 補則

第21条

本会は創傷治癒研究会の事業および財産を継承する。

第22条

本会則の施行についての細則は理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。

第23条

本会則の施行について疑義が生じた場合は理事会の判断による。

附則

本会則は平成12年12月9日から施行する。

正会員に関する細則

- (1) 本会に入会を希望する者は当該年度の年会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 正会員は本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同発表者も本会会員でなければならない。
- (3) 正会員は総会に出席し、議事により理事長の許可を得て発言することができる。
- (4) 正会員は年会費を納入しなければならない。
- (5) 正会員は次の理由により資格を喪失する。
 - 1) 退会
 - 2) 禁治産または準禁治産の宣告
 - 3) 死亡または失踪宣告
 - 4) 除名
 - 5) 会費を3年間滞納
- (6) 正会員で退会しようとする者は退会届を理事長に提出する。
- (7) 正会員が次の各号に該当するときは理事会、評議員会の議を経てこれを除名することができる。
 - 1) 本会会員としての義務に反したとき。
 - 2) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったとき。
- (8) 年会費は10,000円とする。

名誉会員および特別会員に関する細則

- (1) 名誉会員および特別会員は評議員会、総会に出席し発言することができるが、議決権はない。
- (2) 名誉会員および特別会員の会費は免除される。
- (3) 理事長として特に功労があった名誉会員に名誉理事長の称号を賦与することができる。
- (4) 名誉理事長は理事会および評議員会の議を経て、総会で推挙する。

賛助会員に関する細則

- (1) 賛助会員は本会の主催する学術集会を傍聴することができる。
- (2) 賛助会員の会費は年間100,000円とする。

理事長に関する細則

- (1) 理事長は理事の中より選出される。
- (2) 理事長の任期は4年とし、再任をさまたげないが連続して2期をこえてはならない。
- (3) 理事長の在任中、その任期を残して理事の任期が満了する時は理事長の任期を優先する。
- (4) 任期中の理事長に欠ある時は理事会はすみやかに後任理事長を選出する。その際の後任理事長の任期は前任理事長の在任期間とする。
- (5) 理事長にさしつかえある時、理事会は理事の中から代行者を指名することができる。

理事に関する細則

- (1) 理事は評議員の中より選出される。
- (2) 理事の任期は4年とし、再任をさまたげない。
- (3) 前項(2)の条項にもかかわらず、定期改選時以外の時に選出された理事の任期は次回の定期改選時までとする。
- (4) 理事の選出に関する細目は別に定める理事選出規約による。

評議員に関する細則

- (1) 評議員は次項に定める有資格者の中から、理事会の推薦により評議員会および総会の承認を得て決定される。
- (2) 評議員となり得る者は次の資格を有することが望ましい。
 - 1) 満65歳未満の正会員。
 - 2) 評議員になる時点で連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納しているもの。
 - 3) 評議員2名の推薦を得たもの。

- (3) 評議員は理由なく連続して3回評議員会を欠席した場合、その資格を失う。
- (4) 評議員の任期は次の任期更新手続きの時までとし、再任をさまたげない。
- (5) 評議員の任期更新手続きは4年毎に一齐に行う。
- (6) 評議員の任期更新を希望する者は所定の書類を評議員選考委員会に提出しなければならない。
- (7) 評議員の定年を65歳とする。ただし、任期は定年に達した年の年度末までとする。
- (8) 理事はその任期中は評議員の資格を有するものとする。
- (9) 評議員になることを希望する者は所定の書類と推薦状を評議員選考委員会に提出しなければならない。
- (10) 評議員は年間20,000円の年会費を納入する。

会長に関する細則

- (1) 会長の任期は前の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了の日までとし、再任はできない。
- (2) 会長および次期会長はその任期中理事会に出席する。
- (3) 会長に欠ある時は理事会の議を経て理事長が代行者を委嘱する。
- (4) 会長は評議員の中から、評議員会で選出される。

監事に関する細則

- (1) 監事は若干名とし、理事会が選出する。
- (2) 監事の任期は4年とし、再任をさまたげないが連続して2期をこえてはならない。

事務局に関する細則

- (1) 本会の事務局を慶應義塾大学医学部外科学教室におく。
- (2) 事務局において正会員中より事務局幹事を1名選出する。
- (3) 事務局幹事は理事会、評議員会、総会などに出席し、必要な事務手続きを行う。

附則

- (1) 創傷治癒研究会の会員歴は本会の会員歴としてあつかわれる。
- (2) 本会の運営を円滑に行うため、移行期における任務は本会の理事長を創傷治癒研究会の代表世話人が本会の評議員を創傷治癒研究会の世話人のうち所定の手続きを経た者が務める。なお、本会の理事は評議員の中から選出する。
- (3) 本細則V(2)の条項にもかかわらず、第1回改選時に限り、理事の一部の任期は2年とする。
- (4) 前項(3)の条項による2年を任期とする理事の決定は理事会が行う。
- (5) 本細則は理事会および評議員会の議決を経なければ変更できない。
- (6) 本細則は平成12年12月9日から施行する。

第32回日本創傷治癒学会のご案内(第2次)

第32回日本創傷治癒学会 会長 田井良明(久留米大学医学部形成外科教授)

第32回日本創傷治癒学会を下記の通り、開催いたします。
会員の皆様の多数ご参加をお願い申し上げます。

記

1 会期: 平成14年12月5日(木)~6日(金)

2 会場: ホテルニューオータニ博多

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1-1-2 TEL:092-714-1111

3 演題募集締切: 平成14年8月10日(土)必着

連絡先

〒830-0011 久留米市旭町67 久留米大学医学部形成外科学講座内

第32回日本創傷治癒学会事務局 事務局長:清川兼輔(助教授)

TEL:0942-31-7569(直通) FAX:0942-34-0834 E-mail:prs@med.kurume-u.ac.jp

第4回日本褥瘡学会学術集会のご案内

1 会 長: 真田弘美(金沢大学医学部保健学科教授)

2 会 期: 2002年8月30日(金) 31日(土)

3 会 場: 石川県音楽堂

〒920-0856 金沢市昭和町20-1 TEL: 076-232-8111 FAX: 076-224-6100

金沢全日空ホテル

〒920-8518 金沢市昭和町16-3 TEL: 076-224-6111 FAX: 076-224-6100

4 問い合わせ先: 日本褥瘡学会事務局

〒162-0802 東京都新宿区改代町16番地 (株)春恒社内

TEL: 03-3269-6051 FAX: 03-3269-6068

E-mail:jokusou@shunkousha.com

URL:http://www.jspu.org/